

「令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務」の委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定するため、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務

### (2) 業務の目的

県内各地域にフォーカスした観光地域づくりマーケティングの取組を実践することで、観光の産業化による「経済の持続的・飛躍的発展」と「地域の活性化・課題解決」につなげることを目的とする。

### (3) 業務の内容

- ① エリアマーケティング業務
- ② メディアマーケティング業務
- ③ KPI モニタリング業務

### (4) 委託料上限額

21,450,000円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

### (5) 業務の仕様等

4（2）により配布する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

### (6) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

## 2 参加資格

### (1) 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、次の①から⑬のすべての要件を満たしている者であること。共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が次の①から⑪の要件を満たすとともに、共同事業体のうち代表企業が⑫の要件を、代表企業を含む構成企業のいずれかが⑬の要件を満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法による再生手続開始決定または会社更生法による更生手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑤ 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）

でないこと。

- ⑦ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用してないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q4検査・分析・調査業務」に登録をしている者であること。
- ⑬ この公告に係る契約締結年度を除き過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、国、地方公共団体から観光にかかる「調査・研究業務」「広報ツール制作業務」「情報発信業務」「イベント業務」「観光コンテンツ造成業務」を2つ以上含む業務を受注・履行した者であること。

## (2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 業務の履行形態に応じた【様式7】共同事業体協定書を4（1）に示す担当課に提出すること。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ④ 参加表明後に代表者及び構成員を変更することはできない。
- ⑤ 参加表明については、【様式1】参加申込書を使用し、共同企業体の代表企業が提出すること。

## 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「2 参加資格」に定めた参加資格要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ③ 複数の企画提案書等を提出したとき。
- ④ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ⑤ 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑦ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- ⑧ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ⑨ その他不正な行為があったとき。

## 4 手続き等

### (1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県観光局地域観光課 観光地域づくり推進係  
電話番号 0742-27-8553

(2) 募集要項及び仕様書の配布

令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務受託事業者募集要項（以下、「募集要項」という。）及び仕様書は、令和8年6月23日（火）から令和8年7月6日（月）午後5時までの間に、4（1）の担当課またはインターネット上の奈良県公式ホームページにて配布する。

ただし、（1）の担当課での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。

(3) 参加申込書、企画提案書等の提出

4（2）により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付

4（2）により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託事業者の選定

4（2）により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

① 本件業務の提案への参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

② 提出された企画提案書等は返却しない。

③ 本件業務の詳細は、4（2）により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。